

山梨県社会福祉法人等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法その他の関係法令及び通知に基づき、社会福祉法人、社会福祉施設（以下「社会福祉法人等」という。）に対する指導監査は、社会福祉法及び関係法令に基づくほか、この要綱に定めるところにより実施する。

(基本方針)

第2条 社会福祉法人等に対する指導監査は、社会福祉法人等の適正な運営管理と社会福祉事業の経営の円滑化を図ることを目的とし、統一的な指導監査体制のもとで公正な指導監査方法により、厳正かつ効果的に実施する。

(指導監査事項)

第3条 社会福祉法人等に関する指導監査は、次の事項について行う。

- ① 組織運営の状況
- ② 人事管理の状況
- ③ 財産管理の状況
- ④ 会計管理の状況
- ⑤ 施設等運営管理の状況
- ⑥ 入所者処遇の状況
- ⑦ その他必要と認められる事項

(指導監査の方法)

第4条 指導監査は、一般指導監査と特別指導監査とに区分し実施する。

- ① 一般指導監査は、原則として年間実施計画に基づいて実施する。
- ② 特別指導監査は、特定の事項について必要が生じた場合に随時実施する。

(指導監査の通知)

第5条 指導監査は、社会福祉法人等に対し、予め指導監査の期日等を通知して実施する。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(指導監査基準日)

第6条 指導監査基準日（以下「基準日」という。）は、指導監査に着手する日とする。

(指導監査の対象期間)

第7条 指導監査は、前回の基準日から今回の基準日までの期間における社会福祉法人等の運営管理の状況について行う。

(指導監査提出資料)

第8条 指導監査を実施する場合には、別に定める指導監査に必要な資料を、基準日の10日前までに当該社会福祉法人等から提出させるものとする。

(指導監査の場所及び時間)

第9条 指導監査は、当該社会福祉法人等の事務所又は施設において、その社会福祉法人等の執務時間内に実施する。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(指導監査の立ち会い)

第10条 指導監査に当たっては、当該社会福祉法人等の責任者をこれに立ち合わせなければならない。

(指導監査期間の延長)

第11条 指導監査は、特に必要があると認める場合には、期間を延長し、又は後日引き続き実施することができる。

(指導監査の延期又は中止)

第12条 指導監査は、必要があると認める場合には、延期又は中止することができる。

(指導監査の講評)

第13条 指導監査が終了したときは、当該社会福祉法人等の責任者に対し、指導監査の結果、明らかになった事項について講評する。

(指導監査の報告)

第14条 指導監査が終了したときは、その結果を知事に復命しなければならない。

(改善事項の通知等)

第15条 指導監査の結果、是正又は改善を要する事項については、当該社会福祉法人等に対し文書をもって指示し、期限を付して是正又は改善の状況について報告を求めるほか、必要に応じてその状況を確認するものとする。

2 前項の是正又は改善を要する事項について文書をもって指示するときは、福祉保健部福祉保健総務課、健康長寿推進課及び障害福祉課、子育て支援局子育て政策課及び子ども福祉課（以下「主務課」という。）と協議するものとする。

(改善措置等の協議)

第16条 前条により文書をもって指示した事項について、改善措置が図られない社会福祉法人等に対しては、個々の状況に応じ、次の各号に掲げる措置について主務課と協議し、指導監査の実効性を高めるものとする。

- ① 民間施設給与等改善費又は処遇改善加算の基礎分の停止又は減額
- ② 平成16年3月12日付け、雇児発第0312001号・社援施第0312001号・老発第0312001号通知による運営費の弾力運用禁止又は平成27年9月3日付け、府子本第254号・雇児発0903第6号通知による委託費の弾力運用禁止
- ③ 新規入所措置の停止又は当該施設入所者の他施設への措置替え
- ④ 新規入所児童の委託の停止、既入所児童に対する施設の変更の勧奨、事業の停止、施設認可の取消
- ⑤ 改善命令、予算の変更、補助金・貸付金の返還命令、役員了解職勧告、社会福祉法人等の解散命令

(監査指導の所掌)

第17条 社会福祉法人等の指導監査は、福祉保健部福祉保健総務課が主体となって行う。

2 指導監査に当たっては、主務課及び保健福祉事務所の職員を同行させることができる。

(指導監査調整会議)

第18条 社会福祉法人等に対する指導監査を統一的に実施するため、別に定める指導監査調整会議において、監査に関する重要事項を審議し決定する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、指導監査に必要な事項は、山梨県社会福祉法人等指導監査実施要領による。

附 則

この要綱は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則（昭和59年5月1日一部改正）

この要綱は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則（昭和60年5月1日一部改正）

この要綱は、昭和60年5月1日から施行する。

附 則（昭和62年5月1日一部改正）

この要綱は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則（平成3年5月1日一部改正）

この要綱は、平成3年5月1日から施行する。

附 則（平成5年5月1日一部改正）

この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日一部改正）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日一部改正）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成 12 年 6 月 7 日一部改正）

この要綱は、平成 12 年 6 月 7 日から施行する。

附 則（平成 13 年 4 月 1 日一部改正）

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日一部改正）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日一部改正）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日一部改正）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日一部改正）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日一部改正）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日一部改正）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日一部改正）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日一部改正）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。